

## 板橋区スキー協会賛助会員および賛助会費規程

第1条 「根拠」本協会規約第29条の規定に基づき、賛助会員および賛助会費の規定を定める。

第2条 「会費および入金」賛助会員は、個人会員および団体会員とする。

2本協会に賛助会員として入会しようとする者は申込書を本協会会長宛てに提出し、承認を受けるものとする。

第3条 「義務」賛助会員は、第6条に規定する賛助会費を本協会に納付しなければならない。

第4条 「特典」賛助会員は、本協会の特定行事参加の優先招待を受けることができる。

第5条 「資格の喪失」賛助会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1)退会の申し出が受理された時
- (2)賛助会費を1年以上滞納した時
- (3)本協会の名誉を汚し、または信用を失う行為をした時

第6条 「賛助会費」賛助会費は、次の各号の通りとし、毎年度1口以上を納入するものとする。

- |         |         |        |
|---------|---------|--------|
| (1)個人会員 | 1口につき年額 | 1,000円 |
| (2)団体会員 | 1口につき年額 | 5,000円 |

第7条 「賛助会員の納付および収支処理」賛助会費は、毎事業年度の初めに納入するものとする。但し、特別な事情があつて延納を承認された場合は、この限りではない。収支の取扱いは本協会会計によるものとする。

第8条 「審査」本規定に基づく承認、資格の喪失及びその他の決定は、理事会の議を経て行うものとする。

第9条 「改廃」この規定の改廃は、理事会の決議による。

施行 昭和52年7月1日